



## 「デジタル・ブリテン」最終報告書の概要について

執筆者

KDDI総研 主幹研究員 渡邊一昭

④ 記事のポイント

英国政府は、2008年10月より着手したデジタル時代における通信、放送、コンテンツに関する包括的な政策「デジタル・ブリテン」の最終報告書を2009年6月に発表した。本稿では、この最終報告書の概要について、紹介する。

全9章から構成される最終報告書では、デジタル社会を実現するにあたって、3つのキーワード、“Availability”（地域間格差がなく、国内のどこでも利用可能なこと）、“Affordability”（誰もが利用可能な料金），“Capability and Relevance”（誰もが利用可能な能力を有し、デジタル社会に参画すること）をあげ、関連の施策を提案している。

サマリー

Availabilityに関しては、2012年までに全国に最高2Mbpsのネットワークを構築すること、民間事業者による投資が期待できない地域に関しては、全てのメタル回線の電話およびCATV電話加入者に対し、50ペンス/月（約80円）を賦課して基金を創設、これによりブロードバンド網を構築することが提案されている（基金を創設するために関連法（Digital Economy Bill）が制定される予定）また、第3世代携帯電話によるブロードバンドサービスも重要な役割を果たすとの認識から、携帯電話事業者が第3世代携帯電話の対人口比のカバレッジを早期に第2世代と同等水準（99.9%）にまで引き上げることを期待する一方、投資回収の観点から、現在、2012年までとなっている第3世代免許の有効期限を無期限にすることを提案している。

Affordabilityに関しては、当面の施策として、就学児童（7歳～18歳で、小学3年生以上が対象）がいるパーソナルコンピューター（PC）を保有しない世帯を対象に、PCおよびインターネット通信料を無償提供する”Home Access Program”制度を導入する。

Capability and Relevanceに関しては、国民のデジタル社会への参画を推進するためにChampion for Inclusion（推進役）を指名、併せてタスクフォースを結成し、国民のデジタル社会への参画を推進するための各種施策を展開するとしている。

上記に加え、デジタル・ブリテンに基づき構築される全国規模のブロードバンド・インフラが十分活用されるよう電子政府の一層の推進、ネットワーク上で豊富なコンテンツが提供されるために不可欠なコンテンツ提供者の権利（著作権）の保護の問題や、ICTを支える人材の育成についても言及している。

主な登場者	英国政府
キーワード	全国ブロードバンド網 電子政府 著作権 ICT i-Japan戦略2015
地域	英国 欧州

## 1 はじめに

英国政府は、2008年10月からデジタル化時代における通信、放送、コンテンツに関する包括的な政策「デジタル・ブリテン」<sup>①</sup>の策定作業に着手し、2009年6月、最終報告書を発表した。本稿では、この最終報告書（以下、「報告書」）の内容について紹介する。

全9章から構成される最終報告書では、デジタル社会を実現するにあたって、次の3つのキーワードをあげ、様々な関連の施策を提案している。

”Availability”（地域間格差がなく、国内のどこでも利用可能なこと）

”Affordability”（誰もが利用可能な利用料金）

”Capability and Relevance”

（誰もが利用可能な能力を有し、デジタル社会に参画すること）

Availabilityに関しては、2012年までに全国に最高2Mbpsのネットワークを構築すること、民間事業者による投資が期待できない地域に関しては、全てのメタル回線の電話およびCATV電話加入者に対し、50ペンス<sup>②</sup>（為替レート）/月（約80円）を賦課して基金を創出、これによりブロードバンド網を構築することが提案されている。また、第3世代携帯電話によるブロードバンドサービスも重要な役割を果たすとの認識から、携帯電話事業者に対し、第3世代携帯電話の対人口比のカバレッジを早期に第2世代と同等水準（99.9%）にまで引き上げることを期待する一方、投資回収の観点から、現在、2012年までとなっている第3世代免許の有効期限を無期限にすることを提案している。

Affordabilityに関しては、当面の施策として、就学児童（7歳～18歳で、小学3年生以上が対象）がいるパーソナルコンピューター（PC）を保有しない世帯を対象に、PC本体およびインターネット通信料を無償提供する”Home Access Program”と呼ばれる



<sup>①</sup>（脚注1） 2008年10月に新設された通信・技術・放送担当大臣（初代大臣として元Ofcom長官のStephen A Carter卿が任命された）の下、BIS（Department for Business, Innovation and Skills、ビジネス・イノベーション・技能省）およびDCMS（Department for Culture, Media and Sport、文化・メディア・スポーツ省）が担当した。

<sup>②</sup>（為替レート） 1ポンド（100ペンス）＝158.21円（2009年7月1日付 東京市場TTMレート）

制度を導入する。

Capability and Relevanceに関しては、国民のデジタル社会への参画を推進するためにChampion for Inclusion（推進役）を指名、併せてタスクフォースを結成し、国民のデジタル社会への参画を推進するための各種施策を展開するとしている。

上記に加え、デジタル・ブリテンに基づき構築される全国規模のブロードバンド・インフラが十分活用されるよう電子政府の一層の推進、ネットワーク上で豊富なコンテンツが提供されるために不可欠なコンテンツ提供者の権利（著作権）の保護の問題や、ICTを支える人材の育成についても言及している。

【図表1】 デジタル・ブリテン 目次

Chapter 1: Executive Summary（エグゼクティブサマリー）
Chapter 2: Being Digital（デジタル社会への参画）
Chapter 3a: A Competitive Digital Communications Infrastructure （全国ブロードバンド網の整備等）
Chapter 3b: Radio: Going Digital（ラジオ放送のデジタル化）
Chapter 4: Creative Industries in the Digital World（コンテンツの強化）
Chapter 5: Public Service Content in Digital Britain（公共サービスコンテンツ）
Chapter 6: Research, Education and Skills for Digital Britain（研究、教育、技能）
Chapter 7: Digital Security and Safety（デジタル社会における安心・安全）
Chapter 8: The Journey to Digital Government（電子政府）
Chapter 9: Delivering Digital Britain（デジタル・ブリテンの実現に向けて）

（出典） デジタル・ブリテン報告書

なお、英国政府は、2009年6月、“Building Britain’s Future”<sup>（脚注1）</sup>と題した政策案を発表しており、意見を募集している<sup>（脚注2）</sup>。同文書は、国会議員の経費乱用問題に端を発した政治不信を払拭するための政治制度改革、経済危機に対応した雇用対策、低炭素社会に向けた取り組み等<sup>（脚注3）</sup>、12のコミットメントを示している。Digital Britainで提案された全国ブロードバンド網の構築は、そのうちの1つのコミットメントと位



<sup>（脚注1）</sup> 関連サイト <http://www.hmg.gov.uk/buildingbritainsfuture.aspx>

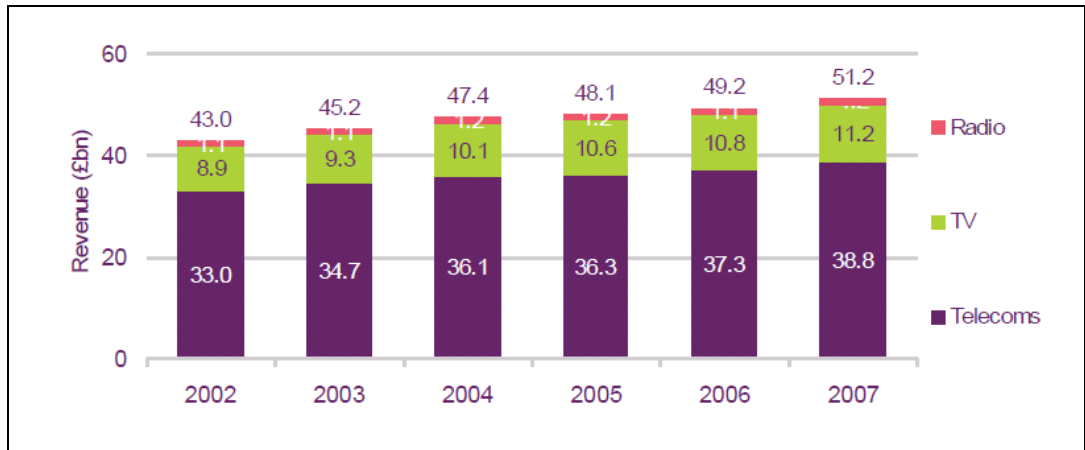
<sup>（脚注2）</sup> 意見募集期間は、2009年9月21日までとなっている。

<sup>（脚注3）</sup> 他に医療、教育、住宅、移民、治安、国際貢献に関する施策を提案している。

置付けられており<sup>④</sup>(脚注)、ブロードバンド網構築に係る基金創設に関しては、別途、関連法 (Digital Economy Bill) を制定する予定であることが言及されている。

以下、本稿では、全国ブロードバンド網整備計画の概要を中心に、電子政府の推進、著作権保護、ICTに係る人材育成等の項目について、報告書の内容を紹介する。

【図表2】英国の通信・放送市場規模の推移



(出典) デジタル・ブリテン中間報告付属資料

## 2 デジタル社会実現の3本の柱～Availability、Affordability、Capability and Relevance～

### 1) Availability～2012年までの全国ブロードバンド網の構築、基金も創設～

全国で国民がデジタル社会の恩恵を享受するためには、基盤となるブロードバンド網が不可欠であるが、その整備について、報告書は以下を示した。

固定網	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全国で2012年までに2Mbpsのサービスが利用可能になることを目標とする(これを” <b>Universal Service Commitment</b>” (以下USCとする) と表現)。</li> <li>➤ 民間事業者による自主的な投資が期待できない地域(全人口の1/3の居住地域を想定)は、基金を創設し、ブロードバンド網を構築(全人口の1/3の居住地域が対象となることから” <b>The Final Third Project</b>” と表現)</li> <li>➤ 上記の目標実現のため、専門家グループ (Network Design and Procurement Group) を設置。</li> <li>➤ 通信インフラへの投資を促進するため2003年通信法の改正も予定</li> </ul>
-----	--

<sup>④</sup>(脚注) ”Building Britain’s Future”の第3項 “A New Economy”の項で提案されている。

無線網	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3G免許の有効期間を無期限に変更（現行2012年まで）</li> <li>➤ Universal Service Commitmentへの貢献を踏まえ、AIP（注）を見直す。</li> </ul> <p>（注）AIP（administrative incentive pricing：管理インセンティブ料金）は、無線電信免許料の一種で、オークション以外の方法で、周波数が割り当てられている事業者に対し、周波数の効率的利用を図るために適用されている。</p>
-----	---

報告書によると、英国の全世帯数約2,500万世帯のうち、1割強の275万世帯が、現在、2Mbpsのブロードバンド回線を利用できない環境にあるという。報告書は、その原因と解決策について、図表3の通り述べている。

【図表3】 現在2Mbpsが提供できない理由と解決策

原因	該当世帯数	解決策	該当世帯数
不採算またはエンドユーザーの経済的理由による電話回線の問題	190万世帯	市場の創意工夫、 エンドユーザーの自助努力	80万世帯
		USCのスキームによる	110万世帯
局所からの距離の問題	55万世帯	FTTC <sup>☞</sup> （脚注）	42万世帯
		無線（移動体/衛星）による	13万世帯
干渉問題	30万世帯	原因解明のための特別調査の実施	10万世帯
		無線（移動体/衛星）による	20万世帯

（出典） デジタル・ブリテン報告書に基づきKDDI総研作成

#### ◆なぜ2012年、なぜ2Mbpsなのか？

全国ブロードバンドの整備期限を2012年とした点については、明確な理由は説明されていないが、報告書で言及されている以下の点が考慮されているものと思われる。

- 2012年までに英国の全世帯の50%（需要次第では60%～70%）が次世代ブロードバンドアクセスを利用可能となっていると想定されること
- Virgin Media（国内最大手のCATV事業者）は2009年半ばまでに、全加入世帯（476万世帯、内、ブロードバンドサービスの利用者は368万世帯、2008年



<sup>☞</sup>（脚注） Fiber to the Cabinetの略。英国の都市部では、電力線、電話線、CATVのケーブルは地下に埋設されており、道路上に設置されるストリートキャビネットを起点に各戸に引き込まれている。

「デジタル・ブリテン」  
中間報告の概要について

12月末現在)の50%に超高速ブロードバンドサービス(50Mbps)を提供することとしていること、BTは2012年までに全世帯の最大40%に超高速ブロードバンド(20Mbps)を提供する計画を発表していること

- 地上デジタルテレビ放送への完全移行が2012年に予定されていること

USCで提供されるブロードバンド網の最高速度を2Mbpsとした点については、以下を理由として挙げている。

- 現在、インターネットを利用しているユーザーの多くは、2~10Mbpsのサービスを利用している
- 今後、動画コンテンツの利用が増加することが見込まれるが、現在の動画の代表的なコンテンツ(BBCのiPlayer<sup>㊦</sup>([脚注](#)))でも2Mbpsは必要としていない(今後、登場するアプリケーションでは、2Mbpsは必要となるかもしれないと付言)
- 住宅向けサービスでは、(2Mbpsあれば)家庭内での同時接続が可能なこと
- 拡張性という観点では、2Mbpsあれば、クラウド・コンピューティングや、遠隔教育といった新たなアプリケーションにも対応可能と考えること

【図表4】2Mbpsまでで利用可能なアプリケーション

速度	利用可能なアプリケーション
256kbps	基本的なインターネットブラウジング、インスタントメッセージ、Eメール、VoIP、インターネットラジオ、テレビ電話 ネットワークストレージ(表注1)およびバックアップ
512kbps	(上記に加え)より高速なインターネットブラウジング、遠隔地保険医療(Tele-health)、ストリーミング
1Mbps	(上記に加え)高速インターネットブラウジング、音楽CDのダウンロード(約10分)、iPlayer、セカンドライフ、P2Pによるファイルシェアリング、VHSの画像品質に近いPC上での会議通話
2Mbps	(上記に加え)TV会議、音楽CDのダウンロード(約5分)、MPEG4形式での長編ビデオ



<sup>㊦</sup>(脚注) 2007年12月から開始したオンデマンドサービス。過去7日間に放送されたテレビ、ラジオ番組をBBCが提供する専用サイト(<http://www.bbc.co.uk/iplayer/>)で無料でストリーミングまたはダウンロードすることができる。BBCの発表(2009年1月6日付け)によると、サービス開始から1年間で2億7100万番組が視聴された。

(表注1) ネットワークに直接接続して使用するファイルサーバ専用機

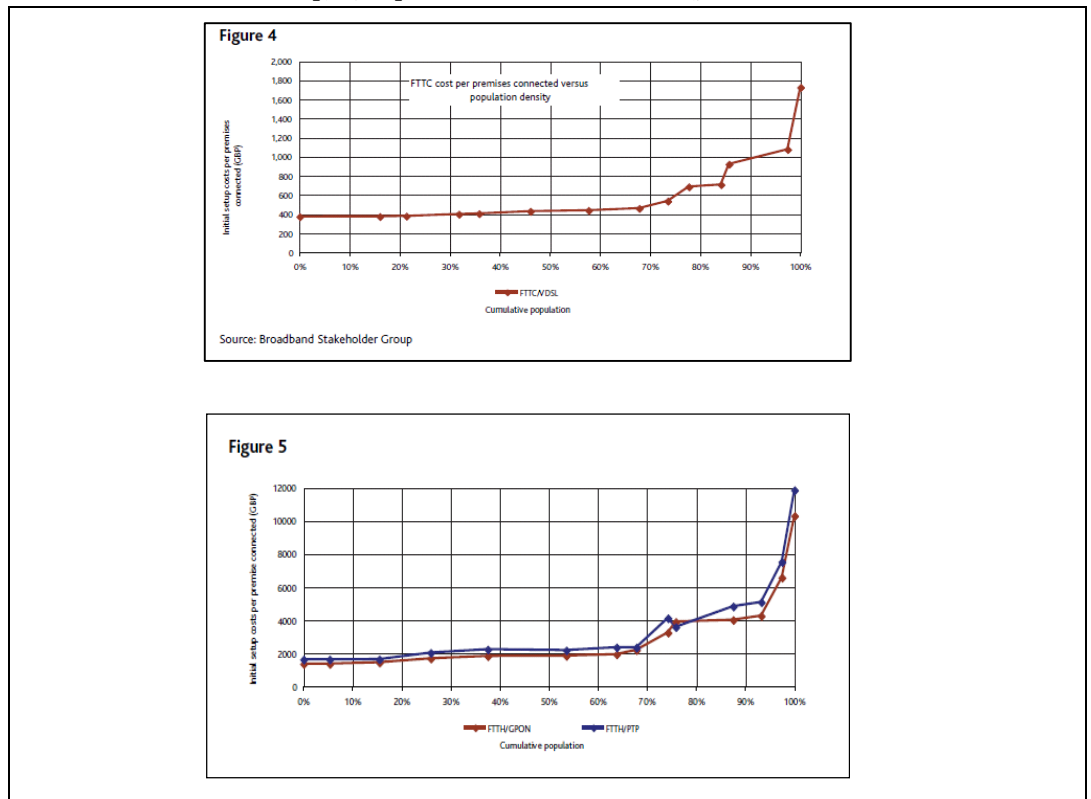
(出典) デジタルブリテン報告書影響評価

## ◆なぜ “The Final Third Project (最後の3分の1プロジェクト)” なのか？

報告書では、民間事業者による自主的な投資が期待できない地域に対し、基金を投入して、ブロードバンド網を構築することを提案しているが、この背景について、図表5を示し、説明している。

FTTHおよびFTTCのいずれも人口カバー率が7割を超えると（過疎地域へのネットワークの構築となり）建設コストが急上昇することから、民間事業者による自発的なネットワーク構築は期待できない。については、この部分（人口カバー率で残る3分の1）には、基金でブロードバンド網を構築するというものである。なお、BTは、FTTHの敷設は、2012年のロンドン五輪関連施設等、現在、メタル回線が敷設されていない新たに開発される地域に限定しており、既存のメタル回線が敷設されている地域に関しては、FTTCを採用し、ストリートキャビネットまでの区間は光ファイバーに置換、ストリートキャビネットからエンドユーザー宅内までの区間は、既存のアナログ回線を使用することとしている。

【図表5】 FTTHおよびFTTCの建設コスト



(出典) デジタル・ブリテン報告書



## ◆基金の概要は？

報告書では、以下のとおり、概要が示されている。

- 2010年から、すべてのメタル回線による固定電話とCATV電話の加入者から50ペンス（約80円）/月を徴収、これにより年間1.5億～1.75億ポンド（約240億円～275億円）の拠出を見込む
- 基金を投入する地域では、最低9割の地域で2017年までに2Mbpsを提供する
- 基金によるブロードバンド網の構築の詳細は、別途、意見募集を行うが、現時点では、以下を想定している

-技術中立的とし、有線（例：DSL、FTTC）、無線（衛星を含む）により提供

-ブロードバンド網の構築事業者は、入札によりリバースオークション（最低額を示した事業者を落札者とする）により選定予定（CATV事業者を含むすべての通信事業者が入札に参加可能）

（補足）USCとユニバーサルサービス制度の関係

英国では、現在、BT（ハル市以外の全国）、KCOM（ハル市）の2社をユニバーサルサービス提供事業者指定し、両社に、それぞれの営業区域内での固定電話、公衆電話等の提供義務を課したユニバーサルサービス制度が発効している。ブロードバンドサービスは、現規定では、両社が提供義務を負うユニバーサルサービスの対象とされていない。また、ユニバーサルサービス基金も未稼働である。今回のUSCに関連した既存のユニバーサルサービス制度の見直しについては、報告書では言及されていない。

## ◆専門家グループ（Network Design and Procurement Group）の役割は？

同グループは政府から独立（at arm's length）して設立され、基金で構築する網の計画、構築事業者の選定、構築工事の進捗管理を行うほか、基金の用途について説明責任を負うこととされている。独立性を持ち、一定の権限を有する一方で、USCの担い手として強い履行責任を負うことになる。報告書では、2009年10月までに同グループのCEOを選出するとしている。

## ◆移動体～3G免許の期限の無期限化～

報告書は、3G免許の有効期間を現行2012年から無期限に変更するとしている。これには、以下のような背景がある。政府は、中間報告で、全国ブロードバンド網の提供実現に向け、ワイアレスブロードバンド網もその一翼を担うものとして位置付け、携帯電話事業者が、3G網のカバレッジを2G網と同等（99.9%）にまで拡大することを希望する旨、表明した。その際、政府は、各社の3G免許の有効期限が、投資回収にかかるリスクとなり、投資インセンティブの阻害要因になるのであれば、解決する意



向を表明していたことに対応したものである。

なお、中間報告で課題の1つに上げられていた900MHz帯の今後の活用方法については、現在、同周波数帯を割り当てられているVodafoneおよびO2に対する800MHz帯の配分が課題となっており、継続検討となった。2009年9月までに技術的な観点からの仲裁を得る予定となっている。

## 2) Affordability～低所得者向けプログラムの実施～

### ◆Home Access Programの実施～3億ポンド（約475億円）で40万児童を支援～

低所得者のインターネットへのアクセスに関する政府の支援策として、2009年12月から、「Home Access Program」と呼ばれるプログラムが実施されることとなった。政府組織であるBecta<sup>☞</sup>（<sup>脚注1</sup>）（British Educational Communications and Technology Agency、英国教育工学通信協会）が推進主体となる。Bectaのプレスリリースによると、同プロジェクトには、3億ポンド（約475億円）が予算化されており、最大40万人の児童の支援が可能と見込んでいる。

同プログラムは、2009年2月から、英国内の一部<sup>☞</sup>（<sup>脚注2</sup>）でパイロットケースとして先行的に開始されている。全国規模でのプログラムの詳細は現時点では未公表のため、パイロットケース（Oldham地区）で実施された内容を参考として紹介する。

【図表6】 OldhamでのHome Access Programの概要

対象者	7歳（小学3年生以上）～18歳でOldham市内の公立学校またはカレッジに在籍する児童・学生がいるPCがない世帯  上記に該当する所得補助金、失業手当給付金等の給付対象世帯、児童税額控除の適用対象世帯の申請も可能
支給内容	パーソナルコンピューター（デスクトップ、ノートいずれも選択可） ソフトウェア、ISP料金（表注1）、保守サービス

（表注1）ISP料金がどの程度の期間、補助されるのかという点については、2009年3月のTimes紙（英）の記事によると1年間と報道されている。

（出典） Oldham Councilのホームページ



☞（脚注1） ホームページ：<http://www.becta.org.uk/>

☞（脚注2） Oldham（イングランド北西部マンチェスター近郊の都市）およびSuffolk（イングランド東部に位置する州）で実施されている。

### 3) Capability and Relevance～推進役の下、進められるデジタル社会への参画～

政府は、現在、推定600万人いると見ているデジタル社会から隔離された国民のデジタル社会への参画を進めるために、**Champion for Digital Inclusion**（推進役）を指名<sup>④</sup>（脚注）し、この推進役の下で、タスクフォースを結成した。タスクフォースは、以下の視点から、デジタル社会への参画を推進するとしている。

-すべての国民によるデジタル社会への参画の重要性の意識向上

-より効率的かつ効果的なデジタル技術の活用の推進（とりわけ社会的弱者のニーズに応えるもの）

報告書では、政府が明確な戦略的リーダーシップとビジョンを示すことが重要であるとの認識を示し、デジタル社会への参画のための国家計画（**National Plan for Digital Participation**）を進めるとしている。このための具体的な方法として、放送事業者（BBC、BSkysB、Channel 4）、ブロードバンドサービス事業者、モバイルブロードバンド事業者、ポータルサイト運営事業者（AOL、Bebo、MySpace、Google、Yahoo!）等が参加するコンソーシアムが各種プログラムを策定する。政府は、このプログラムを支援するため、向う3年間に総額1200万ポンド（約19億円）を補助するとしている。政府は、コンソーシアムの取り組みを、1年後に以下の点からレビューする。

-インターネットの加入者数の増減、屋外でのネットの利用動向

-通信サービス、コンテンツ、公共サービスの利用動向

-インターネット利用者の寄与（SNSへの参加や動画等投稿）の状況

-社会および経済への影響（特に社会的弱者の取り込み）

## 2 電子政府～キャッチフレーズは“Government of the web”～

基金により敷設したブロードバンド網をどのように活用するのかといった課題について、電子政府の推進があげられている。英国政府は、1990年代より、電子政府化



<sup>④</sup>（脚注） **Channel 4**（テレビ局）および**madeco.com**（ネットショッピングモール）の取締役を務める（Ms.）**Martha Lane Fox**（1973年生）が指名された。同氏は、1988年に英国で立ち上げられた旅行サイト（**Lastminute.com**）の共同設立者で、英国におけるeコマースの先駆者と評価されている。

に向けた取り組みを展開してきている<sup>☞(脚注1)</sup>。2000年9月、ブレア前首相が、UKオンライン構想を提唱し、現在、国内の公民館、図書館、商店（インターネットカフェ、パブ、美容室を含む）など6,000ヶ所にインターネットへの接続、サポートサービスを提供する拠点が設置されている<sup>☞(脚注2)</sup>。

報告書では、電子政府の一層の推進、政府調達のス마트化・効率化、公共データの利活用の最大化等について提案が行われている。

#### 1) 電子政府の一層の推進

政府は“Government of the web”というキャッチフレーズで新たな施策を提案している。“of the web”の概念について、「単なるインターネット上での手続きではなく、ウェブ、電話、フェース・ツー・フェースのコミュニケーションをより密接に統合した新たなサービスや取引のデザイン」と説明している。具体的な施策として、以下があげられている。

- 2011年までに政府が提供する各種インターネットサイトの再構築<sup>☞(脚注3)</sup>
- 2012年から、入学手続き、選挙人名簿登録<sup>☞(脚注4)</sup>、学費ローン<sup>☞(脚注5)</sup>、会社登



<sup>☞(脚注1)</sup> 報告書では、1990年代を英国の電子政府化の第1フェーズ、2004年以降を第2フェーズと位置付けている。第1フェーズでは、1999年3月に政策報告書“Modernising Government”を発表し、ITによる政府の公共事務の効率化、サービス品質の向上、行政コストの改善に向けた取り組みが行われた（参考 財団法人自治体国際化協会「英国の電子自治体」）。第2フェーズでは、閣内にCIO（Chief Information Officer、最高情報責任者）の職を設けた。

<sup>☞(脚注2)</sup> 参考 財団法人自治体国際化協会「英国の電子自治体」。UKオンラインのポータルサイト <http://www.ukonlinecentres.com/consumer/>

<sup>☞(脚注3)</sup> 政府が提供する公共サービスのポータルサイト（Directgov）や個人の起業を支援するために法務、税務などの情報を提供するサイト（businesslink.gov）へのコンテンツの移行が提案されている。

<sup>☞(脚注4)</sup> 英国では日本の住民登録制度のように、住居を定めた後、市役所等に届け出る制度はない（在英国日本大使館ホームページより）ことから、日本の就学通知書や投票所入場券の自動的な送付といったようなシステムはないようである。2005年8月の英国選挙委員会の報告書によると350万人（選挙権保有者の8～9%に相当）が有権者登録をしていないことが判明したとのこと（財団法人 自治体国際化協会報告書「英国における選挙制度改革の最近の動向」）。

<sup>☞(脚注5)</sup> 大学生を対象とする政府奨学金は、Student Loans Company Ltd.(SLC)という非営利会社が提供している。2008年からウェブサイトを利用したオンラインのローン返済も開始されている模様（参考 科学技術振興機構のホームページ）

録、高額納税者に対する税の還付等に関する手続きのインターネットでの提供

## 2) 政府調達のス마트化・効率化

ICTに関する政府調達の現在の課題として、以下をあげている。

- ①参入障壁（入札手続きと調達情報の複雑さ等から実績のある企業に偏る傾向）
- ②サプライヤーとの関係の硬直化（契約の構造やリスク負担の問題）
- ③①と②の複合的影響（事業の規模や（複数サプライヤーが共同で対応する場合にはコアサービスの共有により）効率化が可能な契約にオーダーメイド的な性格が倍加してコスト高になっている）

上記を踏まえ、革新的な企業（innovative companies）が元請企業として政府調達に参加できる枠組みを策定<sup>☞（脚注1）</sup> するとしている。

また、政府IT関連支出の効率化の観点から、クラウド・コンピューティングを活用したG-Cloudを推進するとしている<sup>☞（脚注2）</sup>。

## 3) 公共データの利活用の最大化

米国行政府（Executive Branch）が2009年5月より立ち上げた”DATA.gov”<sup>☞（脚注3）</sup>を参考に、公共データの利活用について言及している。内閣府に設置された作業部会 Power of Information（POI）が、2009年2月、検討結果を提出、内閣府は、2009年夏までにPOIから提案、指摘された事項<sup>☞（脚注4）</sup>についての検討状況を報告するとしている。



☞（脚注1） これら企業の多くは、実績のある企業の下請業者（sub-contractor）という位置づけで政府調達に係っている現状があるとしている。

☞（脚注2） G-Cloudの推進にあたっては、技術開発や物理的設備への投資が必要になるとしており、これらの点について、CIOを中心にビジネスケースを策定中とのこと。

☞（脚注3） オバマ大統領の政策目標である「開かれた政府」を実現するための施策として実施された。<http://www.data.gov/>

☞（脚注4） 公開されたデータの使用に関する新たなライセンス制度、英国王室著作権（Crown copyright）制度の見直し、米政府のポータルサイトに倣ったデータベースの構築などがあげられている。

### 3 著作権保護～まずは違反行為の抑制を検討、私的録音録画については先送り～

日本では、改正著作権法が2009年6月12日に参議院で可決・成立し、2010年1月1日より施行されることとなった。改正著作権法では違反者に対する罰則は規定されなかったものの違法配信されている音楽・映像を違法と知りつつダウンロードする行為は禁止されることとなった。デジタル・ブリテンでも違法ダウンロードに対する取り組みについて、言及されている。

#### 1) 違反行為の抑制を検討

報告書によると、英国では、P2Pによる違法なファイルシェアリングにより、音楽産業で1.8億ポンド（約285億円、2008年度、英国レコード産業協会（BPI）調べ）、映画・テレビ産業で1.52億ポンド（約240億円、2007年度、民間調査機関IPSOS調べ）の損失が発生しているとのことである。政府は、英国がクリエイティブ産業のグローバルセンターになることを目標として掲げており<sup>☞（脚注1）</sup>、関連産業を育成する上で、このような違法ダウンロードは看過できないとし、コンテンツ制作者、権利保有者、アグリゲーター、ディストリビューター、消費者といった利害関係者が協力して、健全なオンライン・ダウンロード市場を形成することを目指している。この目的に鑑み、政府は、OfcomがISPに対し以下の義務を課すことにより、著作権侵害を防止することを検討するとしている。

- |  |
|--|
| <p>a) ISPは違法ダウンロードが確認された加入者契約者に対し、その旨を通知する</p> <p>b) 裁判所からの命令に基づき違法ダウンロード常習者に関するデータを提出できるよう情報を管理する</p> <p>c) 上記の措置の実施から12ヶ月経過後も違法ダウンロードについて改善が見られない場合には、追加的措置<sup>☞（脚注2）</sup>の実施を検討する</p> |
|--|

なお、EU（欧州連合）では、2001年にEU著作権指令が発効しており、EU加盟国は、著作権保護に関し、同指令に準拠した国内法上の措置を取ることが求められている。著作権者の権利保護（著作権を侵害された著作権者がISPに情報の送信の停止措置を



<sup>☞（脚注1）</sup> 例えばゲーム産業の分野では、1990年代には、全世界でのシリーズ累計出荷本数は3000万本を超える「トゥームレイダー」などの人気ゲームソフトを輩出した。2000年以降、急成長を遂げたカナダに抜かれ、2007年に世界第4位（第1位米国、第2位日本、第3位カナダ、英国貿易投資総省による）に転落しており、失地回復を狙っている。

<sup>☞（脚注2）</sup> 具体的には、（サイト、IP、URLの）ブロッキング、プロトコルブロッキング、ポートブロッキング、帯域制御（伝送速度、送受信するデータ量を制限する）等の措置を講じることができるようOfcomに対し、権限を与えることが検討されている。

求める権利)については、英国では、1988年著作権・意匠・特許法(第99条)および2003年著作権および関連権に関する規則(第27条)により対応している。

【コラム】欧州における違法ダウンロード対策に関する最近の動向

フランスでは、2009年5月に違法ダウンロードの取り締まりに関し、Hadopi法が成立した。同法の概要は次のとおり。

- ① 知的財産権法典、電気通信法典、デジタル経済信頼法、映画産業法等の関連の法律の改正を規定したもの(Hadopiの設置、権限等は知的財産法典で規定される)
- ② Hadopi(インターネット上における作品流通と権利保護のための高等機関)と呼ばれる独立行政機関を新たに設置
- ③ Hadopiは、違法ダウンロード者に対し、警告書をメール等で送信する
- ④ 3回目の違反が確認された場合、最長12ヶ月間、インターネットへのアクセス停止措置が実施される
- ⑤ アクセス停止期間中も、ユーザーは契約料を支払う義務を負う
- ⑥ Hadopiは、2009年秋から警告書を送付する予定

しかしながら、Hadopi法成立後、憲法院(憲法裁判所)が、裁判所以外の機関にインターネットへのアクセス停止措置を命じる権限を付与した箇所等を違憲であるとしたことから、施行されていない。Hadopi法の違憲審判を受け、議会は、新法案を起草し、7月に上院で可決、9月以降、下院での審議が予定されている。

また、欧州連合レベルでも議論が行われている。2009年5月の欧州議会で、フランスにおけるHadopi法審議を見るや、インターネットへのアクセスをEUすべての市民に認められる基本的な権利と位置づけ、「裁判所が判断を示すことなく、基本的な権利やエンドユーザーの自由について、制限を加えることができないことを基本原則とする」旨の規定を審議中であった電子通信に係るEU指令(枠組み指令)改正案に盛り込んだ。同指令案の改正案については、2009年秋に開催される欧州議会、閣僚理事会で審議されることになっている。

### 3) 私的録音録画

日本での改正著作権法の審議過程では、私的録音録画補償金制度(「iPod課金」などと表現された記録メディアへの課金)の見直しに多くの時間が割かれたことは記憶に新しい。デジタル・ブリテンでは、私的録音録画の権利、(私的に録音録画したコンテンツの)再使用の問題については、Ofcomが便益と費用分析、再使用料の導入の枠組みについて提案し、検討するとしている。

なお、EUでは、2001年の著作権指令により、権利者が公正な補償を受けることを



条件として複製権の例外を規定できることを認めている。英国では、2001年の著作権指令発効後も補償金制度は採用しておらず、同制度を採用したドイツ、フランス等と一線を画した対応になっている<sup>④</sup>（脚注1）。

#### 4) 権利者不明著作物の扱い

日本の改正著作権法の審議過程でも権利者不明著作物の現行措置を見直し、有効活用することが大きな課題となっていた<sup>④</sup>（脚注2）。報告書によると、英国では、英国国立図書館の蔵書の約40%が権利者不明著作物であると推定している。またBBCの制作番組のアーカイブズの内、100万時間分の番組の権利関係の整理が必要としている。このような状況に鑑み、政府は、権利者不明著作物を活用するための立法措置をとることを表明している<sup>④</sup>（脚注3）。

## 4 デジタル社会を支える人材の育成～雇用対策とも絡んで多くの施策を実施～

米国に端を発した世界的経済危機により、英国の経済を牽引してきた金融が破綻、英国経済を再生するため、Digital Economy Programとして、今後3年間に1.2億ポンド（約189億円）を新たな研究と訓練に投資するとしている。また、これとは別に、デジタル社会を支える人材の育成プログラムとして、様々な施策を実施することが述べられている。ここでは、その中からいくつかを紹介する。

### ① Revitalise IT（予算 270万ポンド（約4.3億円））

産官学が協力（e-skills UK（政府公認の非営利団体）が推進役）し、IT産業を担う人材を育成する。特にIT企業が数多く進出している英国南東部の大学、企業で、ITの人材の育成を強化する。2010年も継続予定。

### ② National Skill Academy（予算 850万ポンド（約13.4億円）/3年間）



<sup>④</sup>（脚注1） この点について、文化庁報告書（文化審議会著作権分科会著作権分科会私的録音録画小委員会、平成19年10月）では、英国は「補償金制度は最適な制度ではないため、包括的な補償金制度よりも著作権保護技術と契約の組み合わせにより、権利者のライセンスによって権利者の利益を確保する方向を期待しているという考え方が背景にある」と解説されている。

<sup>④</sup>（脚注2） 文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当する額を著作権者のために供託すれば、裁定で定められた利用方法で利用できることになっている。

<sup>④</sup>（脚注3） 報告書では、政府からの許諾の取得を得ること、許諾を得るにあたって、申請者は、活用方法等について、政府の要件を満たすこと、権利者を探すための相当な努力を行うこと、権利者が見つかった場合の使用料について規定することなどを検討している。



新設されるプログラムで、詳細は今後、LSC（教育技能審議会）の承認を経て決定される。今後3年間で1万人のIT技術者を養成するとしている。

③ Train to GAIN（予算 1100万ポンド（約17.4億円）/3年間）

2006年4月より制度化された政府の代表的な職業訓練プログラム。Skillset（クリエイティブメディア（テレビ、映画、ラジオ、双方向メディア、アニメ、コンピューターゲーム、フォトイメージング、出版）に関する技能委員会）と契約し、向う3年間1100万ポンドの予算で、高度なメディア技術、デジタルプリント、コンピューターゲーム開発に係る人材の育成をサポートする。

④ 中小企業支援（予算 230万ポンド（約3.6億円）/3年間）

中小企業のICT導入支援に230万ポンドを向う3年間で支出。具体的な施策は、地域開発機構（Regional Development Agencies）と共同で進める。

【コラム】「i-Japan戦略2015」における高度デジタル人財（注）

（注）「i-Japan戦略2015」では、人財に財産の「財」が当てられている。

2009年7月6日、日本でも麻生総理を本部長とするIT戦略本部が、2015年のデジタル社会の将来ビジョンとその実現に向けた方策（政府が講ずるべき措置）をまとめた「i-Japan戦略2015」を決定した。i-Japan戦略2015では、教育・人財分野は、電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野と合わせ三大重点分野と位置づけられており、「高度デジタル人財」の育成が方策としてあげられている。デジタル人財とは、デジタル技術を理解・活用し、高い付加価値を創造できる人財をいうが、具体的には、以下のような人財がこれに該当するとしている。

- ① 新しいテクノロジーやイノベーションを創造できる人財
  - ② ユーザー企業等のCIO（Chief Information Officer：最高情報責任者）に代表されるデジタル技術のみならず、経営や業務改革など幅広い知識と知見を有する人財
  - ③ 大規模・複雑化する情報システム・ソフトウェアを構築するためのアーキテクトやシステム設計力を有する人財
  - ④ 難度の高い情報システム・ソフトウェアを使いやすく、高信頼なものとして実現に導くプロジェクトマネジメント能力を有する人財
  - ⑤ 高度なソフトウェアエンジニアリング能力を有する人財
  - ⑥ 高度な知識を持った情報セキュリティ人財
  - ⑦ デジタル技術と業務の両方に精通し、新しい事業・サービスを創造できる人財
- \* いずれの人財も英語を活用可能で、国際的にも通用する力量を持つ。

（出典）内閣府 「i-Japan戦略2015」

## 5 その他

## 1) デジタルラジオ

英国では、テレビの地上デジタル放送への完全移行は2012年に予定されている。ラジオの地上デジタル放送への移行も2015年までに完了したいとしているが、ローカル局におけるデジタル化への設備投資が課題になっている<sup>☞(脚注1)</sup>。報告書では、ローカルラジオ放送局の合併、およびそれに伴うメディア集中排除の規定の改正等について言及している。

## 2) インターネットの安心・安全

自主規制（self regulatory system）を基本としつつ、子供の安全を確保するため、ゲームソフトのレーティング制度の変更等について言及している。

① ゲームソフトのレーティング制度<sup>☞(脚注2)</sup>の見直し

英国では、ゲームソフトのレーティングには、欧州29カ国で採用されているPEGI（Pan European Game Information system）と英国国内のレーティング制度であるBBFCの2種類が混在していたところ、政府は2008年に諮問を実施し、意見募集の結果を踏まえ、PEGIに統一することとした。政府は、PEGIを採用することとした理由について、PEGIは、欧州で最善の自主規制システムと英国の監督機関のレーティングに関する見地を結びつけることができること、消費者にとっても、今後は1つの共通のロゴでゲームのレーティングを判断することができる点をメリットとしてあげている。

【図表7】 ゲームソフトのレーティング比較

PEGI	BBFC
3+ : 3歳以上	Uc/U : ユニバーサル / 4歳以上
7+ : 7歳以上	PG : 保護者の指導が望ましい / 8歳以上
12+ : 12歳以上	12/12A : 12歳以上
16+ : 16歳以上	15 : 15歳以上
18+ : 18歳以上	18 : 成人指定 / 18歳以上

(出典) 任天堂ホームページ

## ② 有害違法コンテンツに関するワンストップ型ポータルサイトの開設



<sup>☞(脚注1)</sup> 報告書では、現在のラジオ放送網と同規模のものを維持する場合、向う20年間に最大2億ポンド（約320億円）が必要になると試算している。

<sup>☞(脚注2)</sup> レーティング制度とは、ゲームの表現内容を審査し、表示年齢以上対象の内容が含まれているという情報をユーザーに提供する制度（出典 任天堂ホームページ）

英国では、UKCCIS (UK Council on Child Internet Safety) <sup>☞ (脚注1)</sup> が、有害違法コンテンツに関する規制の在り方および、より効果的な情報周知、教育の在り方について、取りまとめている。現在、業界標準、ビデオ・ゲーム、社会の認知、教育の4分野の作業部会が設立されている。また、政府は、子供をオンラインから保護するためにCEOP <sup>☞ (脚注2)</sup> (Child Exploitation and Online Protection Centre) を設立し、関連のウェブサイト“Think U know” <sup>☞ (脚注3)</sup> を開設している。報告書は、国民への情報提供を効率的に行うため、関連のウェブサイトを統合したワンストップ型ポータルサイトを開設する意向を示している。

### ③有害違法コンテンツ監視組織IWF (Internet Watch Foundation) の運営資金

英国では1996年にISP、携帯電話事業者、メーカー、コンテンツ事業者、フィルタリング事業者、検索サービス事業者が参加して設立されたIWF <sup>☞ (脚注4)</sup> が、有害違法コンテンツの監視業務にあたっている。IWFの年間運営資金は約100万ポンド(約1.6億円)に上っているが、この運営資金は、EUからの補助金および参加企業の自主的な会費により賄われている。政府は、IWFの活動が、「自主的な会費」に依存する分、今後の安定的な業務の継続の不安要素となっているという認識しており、IWF会員と財務基盤について、協議する意向を示している。また、IWFの摘発した有害違法サイトに関する情報が、他のEU加盟国にも活用されるなど、IWFによる有害違法サイトの監視体制は、モデルとされていることから、政府は、IWFのモデルをEU加盟国に広げるため、欧州委員会と協議するとしている。



<sup>☞ (脚注1)</sup> ホームページ : <http://www.dcsf.gov.uk/ukccis/>

<sup>☞ (脚注2)</sup> ホームページ : <http://www.ceop.gov.uk/>

<sup>☞ (脚注3)</sup> <http://www.thinkuknow.co.uk/>

<sup>☞ (脚注4)</sup> 本部はケンブリッジにある。現在の職員数は15名。 <http://www.iwf.org.uk/>

 執筆者コメント

米国発のサブプライムローン問題により、大手銀行への公的資金の注入、これに伴う公的債務の急増、失業問題等、英国も大きな痛手を被っている。金融サービスのGDP（英国の2008年の実質GDPは2兆3,636億ドル（約228兆円））に占める割合が7～8%（2009年3月7日付 朝日新聞）と言われる一方、デジタル・ブリテン中間報告書によると通信・放送の市場規模は、GDPの5.9%を占めるとしており、経済再生に向け、情報通信分野への期待が窺える。

全国ブロードバンド網で、基金により構築するブロードバンド網を最高で2Mbpsとした点については、将来的な需要に十分応えることができるのかという疑問があるが、フランス政府が2008年10月に発表した「フランスニューメリック2012」で、ルーラル地域で提供されるブロードバンドサービスは、512kbpsとしていることを考えると、英国は、一歩リードしている感はある。英国では、CATVやDTH（衛星放送）の加入率が高いことから、光ファイバー網による地上波テレビ放送の同時再送信はさほど想定されていないという事情もあるようである。

米国、英国を初め、多くの国がICT関連の施策を経済危機対策の一環として講じるとともに、今後の国家戦略の主要項目に据えている。日本でも、2009年4月に発表された「経済危機対策」の中で、デジタル・ディバイドの解消、グリーンITといった施策からなる「ITによる底力発揮」が盛り込まれた。さらに、2009年7月、IT戦略本部が「i-Japan戦略2015」を決定した。「デジタル・ブリテン」と見比べてみると、共通の課題も多い。

総務省のブロードバンド整備状況に関する資料によると、日本では、2008年9月時点で全国ブロードバンドの世帯カバー率は98.6%（5159万世帯）、うち、超高速ブロードバンド（下り30Mbps以上）利用可能世帯数は、4682万世帯（89.5%）となっており（数値は推定との注釈付き）、英国より進んでいる。ところが、インターネット普及率となると状況は逆転する。総務省が2009年8月に公表した資料（日本のICTインフラに関する国際比較評価レポート）によると、日本の普及率は68.85%、英国は72%となっている（第1位は普及率84%のオランダ）。課題のICTの利活用に関しては、例えば、今年に入り、楽天が1日の売上の最高額を記録（6月10日に30億円半ばを記録、2009年6月11日付 日本経済新聞）したことや、NHKや民放各局による、放送済みの番組の動画配信サービスも拡大されつつあり、消費や娯楽の分野では、インターネットやブロードバンドは、確実に国民の生活に根付いてきていると思われる。一方で、i-Japan戦略2015が重点項目としてあげている電子政府の推進に関しては、例えば、e-Japan戦略の一環として導入されたにもかかわらず、利用が振るわず2004年3月の開始から僅か3年で終了してしまった旅券（パスポート）の電子申請等の事例もあることから、この経験を活かし、利用者となる国民目線でのサービスが期待される。使い勝手の悪さの改善に向けた不断の努力はもちろんのこと、セキュリティに対する懸念の払拭、啓蒙活動も必要かもしれない。医療・健康分野では、最近の事例では、2009年6月1日より、薬事法の改正により、薬のインターネット販売は、離島等一部の例外を除き、禁止された。賛否両論があるが、このような課題をどのように乗り越えるの

か、改めて議論する必要があるだろう。医療保険事務のIT化の目玉として、診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求が2009年春より、一部、義務化されているが、現在のところ、オンライン化は25%に留まるという（2009年7月15日付け朝日新聞）。昨年、厳しさを増しているという病院の経営環境、オンライン請求に係るIT人材の確保の状況なども検証課題ではないのだろうか。

## 📖 出典・参考文献

- ・ Digital Britain (Final Report, Impact assessment, Interim Report)
- ・ 英国 Oldham Council ホームページ
- ・ 財団法人自治体国際協会「英国の電子自治体」
- ・ 財団法人自治体国際化協会「英国における選挙制度改革の最近の動向」
- ・ 在英国日本大使館ホームページ
- ・ 科学技術振興機構ホームページ
- ・ 文化庁報告書
- ・ 総務省資料
- ・ 内閣府 j-Japan戦略2015
- ・ 任天堂ホームページ
- ・ 朝日新聞
- ・ 日本経済新聞

### 【執筆者プロフィール】

氏 名：渡邊 一昭（わたなべ かずあき）  
所 属：主幹研究員  
専 門：欧州の規制・制度に関する調査研究  
Email : kz-watanabe@kddi.com